

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和6年7月30日(2024.7.30)

【公開番号】特開2024-71713(P2024-71713A)

【公開日】令和6年5月24日(2024.5.24)

【年通号数】公開公報(特許)2024-095

【出願番号】特願2024-55728(P2024-55728)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

10

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 0

A 6 3 F 7/02 3 3 3 A

A 6 3 F 7/02 3 2 6 Z

【手続補正書】

【提出日】令和6年7月22日(2024.7.22)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

20

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技媒体が最も減少した状況からの遊技媒体の增加分であるMY値が特定閾値となつたことに基づいて遊技停止がなされる遊技機であつて、

前記MY値が前記特定閾値よりも小さい第一閾値以上となつたことに基づいて、事前報知を開始可能であり、

前記遊技停止は、電断後にRAMクリア処理の実行を伴う電源投入がなされた場合には解除され、電断後に前記RAMクリア処理の実行を伴わない電源投入がなされた場合には解除されず、

特定期間ににおいて前記MY値が前記特定閾値以上となつた場合には、当該特定期間の終了を契機に前記遊技停止がなされ、

所定画像を表示可能であり、

前記特定期間中に前記MY値が前記特定閾値以上となつたことに基づいて前記所定画像の表示を開始可能であり、

前記MY値が前記特定閾値以上となつたことに基づいて開始される前記所定画像と並行して表示される画像の表示態様と、前記RAMクリア処理の実行を伴わない電源投入に基づいて再開される前記所定画像と並行して表示される画像の表示態様と、が異なり得、

前記事前報知の実行中において、前記MY値が前記第一閾値を下回った場合、または前記MY値が前記第一閾値よりも小さい閾値を下回った場合に、当該事前報知が終了し得る、

ことを特徴とする遊技機。

【請求項2】

遊技媒体が最も減少した状況からの遊技媒体の増加分であるMY値が特定閾値となつたことに基づいて遊技停止がなされる遊技機であつて、

前記MY値が前記特定閾値よりも小さい第一閾値以上となつたことに基づいて、事前報知を開始可能であり、

前記遊技停止は、電断後にRAMクリア処理の実行を伴う電源投入がなされた場合には解除され、電断後に前記RAMクリア処理の実行を伴わない電源投入がなされた場合には

50

解除されず、

特定期間において前記 M Y 値 が前記特定閾値以上となつた場合には、当該特定期間の終了を契機に前記遊技停止がなされ、

所定報知を実行可能であり、

前記特定期間中に前記 M Y 値 が前記特定閾値以上となつたことに基づいて前記所定報知を開始可能であり、

前記所定報知の実行中に前記 RAMクリア処理の実行を伴わない電断復電が発生した場合の少なくとも一部では、当該復電のタイミングよりも後の遊技進行に係る任意の条件が充足されたタイミングで前記所定報知が再開される、

ことを特徴とする遊技機。

10

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

本発明によれば、遊技媒体が最も減少した状況からの遊技媒体の増加分である M Y 値 が特定閾値となつたことに基づいて遊技停止がなされる遊技機であって、前記 M Y 値 が前記特定閾値よりも小さい第一閾値以上となつたことに基づいて、事前報知を開始可能であり、前記遊技停止は、電断後に RAMクリア処理の実行を伴う電源投入がなされた場合には解除され、電断後に前記 RAMクリア処理の実行を伴わない電源投入がなされた場合には解除されず、特定期間において前記 M Y 値 が前記特定閾値以上となつた場合には、当該特定期間の終了を契機に前記遊技停止がなされ、所定画像を表示可能であり、前記特定期間中に前記 M Y 値 が前記特定閾値以上となつたことに基づいて前記所定画像の表示を開始可能であり、前記 M Y 値 が前記特定閾値以上となつたことに基づいて開始される前記所定画像と並行して表示される画像の表示態様と、前記 RAMクリア処理の実行を伴わない電源投入に基づいて再開される前記所定画像と並行して表示される画像の表示態様と、が異なり得、前記事前報知の実行中において、前記 M Y 値 が前記第一閾値を下回った場合、または前記 M Y 値 が前記第一閾値よりも小さい閾値を下回った場合に、当該事前報知が終了し得る、ことを特徴とする遊技機が提供される。

20

また、本発明によれば、遊技媒体が最も減少した状況からの遊技媒体の増加分である M Y 値 が特定閾値となつたことに基づいて遊技停止がなされる遊技機であって、前記 M Y 値 が前記特定閾値よりも小さい第一閾値以上となつたことに基づいて、事前報知を開始可能であり、前記遊技停止は、電断後に RAMクリア処理の実行を伴う電源投入がなされた場合には解除され、電断後に前記 RAMクリア処理の実行を伴わない電源投入がなされた場合には解除されず、特定期間において前記 M Y 値 が前記特定閾値以上となつた場合には、当該特定期間の終了を契機に前記遊技停止がなされ、所定報知を実行可能であり、前記特定期間中に前記 M Y 値 が前記特定閾値以上となつたことに基づいて前記所定報知を開始可能であり、前記所定報知の実行中に前記 RAMクリア処理の実行を伴わない電断復電が発生した場合の少なくとも一部では、当該復電のタイミングよりも後の遊技進行に係る任意の条件が充足されたタイミングで前記所定報知が再開される、ことを特徴とする遊技機が提供される。

30

40

50